

令和 2 年 12 月 11 日

令和 2 年 12 月 〇 日 追記

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部決定

「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の期間延長等について（案）

## 1 趣旨

令和 2 年 11 月下旬以降、広島市内を中心に新型コロナ感染者数は急増し、感染状況は県内全域にわたって拡大基調となっている。こうした中、本県の現状はステージ 2 であるが、広島市の感染者の新規報告数（直近 1 週間の 10 万人当たり）は既にステージ 4 を超える状態にある。

また、発生事例の分析から、日常生活と密接な広島市近隣の地域にも感染が拡大している状況が推察され、専門家からは、感染者数の高止まりや医療施設や介護施設におけるクラスターへの懸念とともに、広島市近隣の地域をステージ 3 相当として対策エリア拡大と対策期間を延長すべきであるとの意見がなされている。

このままでは県全体に感染が拡大し県全体で同様の事態に陥り、県民・市民の命、健康、生活に大きな影響が及ぼされ、影響が長期化するリスクがある。

このため、この切迫した危機の抑え込みに向けて、広島県、広島市及び近隣市町（廿日市市、府中町、海田町、坂町）が連携して、集中的な感染拡大防止対策に取り組む。

## 2 集中対策期間

令和 2 年 12 月 12 日（土）～令和 3 年 1 月 17 日（日）

ただし、日々の感染状況を勘案した更なる対策強化と期間の見直しも念頭において取り組んでいく。

## 3 対策

## (1) 基本的な考え方

これまで広島市内において発生した感染状況を見ると、飲食店や会食、あるいは職場内での感染が全体の半数以上となっており、マスクを外し、飛沫の届く範囲で会話等をするといった態様を取った時に感染が発生し、そこで感染した者が更に同様の態様を繰り返すことで、感染拡大が起きていることが推察される。

また、職場や会食時等の感染と家庭内における更なる感染も推察される。

このことから、

- マスクを外す機会を出来るだけ少なくすること
  - やむを得ずマスクを外す態様を取る場合でも、他者との接触や会話等を可能な限り低減すること
  - 家庭内における感染防止対策を強化すること
  - 広島市及び感染の拡大が顕著な近隣の市町も対象とすること
- を取組の基本的な方針として、以下のとおり対策を進める。

## (2) 広島市及び近隣市町の住民への要請

ア これまでに引き続いて、3密の徹底的な回避やマスク着用、手洗い・咳エチケットなど、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針（新型コロナウイルス感染症広島県対策本部 令和2年11月30日一部改正）」（以下、「対処方針」という。）の「3 県民に対する要請」に掲げる内容に取り組むこと。

### イ 接触機会の低減

集中対策期間においては、人と人の接触機会を低減するため、できる限り、外出機会を削減するよう要請する。ただし、年末年始の買い物や日常生活上必要な外出を制限するものではない。また、必要があって外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、可能な限り人と人の接触を避けることを心がけること。

### ウ 会食や飲酒、飲食店の利用

同居する家族以外での会食等は控えること。

なお、会食の場や飲食店を利用するときに、(3)イに掲げるような飛沫防止の為の物理的な対策等をとっている場合には、その限りとしなない。ただし、マスク会食をする場合には必ずマスクを着用し、マスクを外した状態での会話は控えること。

同居する家族またはそれ以外の者との会食等を行う場合には、上記のような物理的対策が導入されている「広島積極ガード店」「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用すること。また、「ひろしまお知らせQR」の導入店舗を利用し、入店時に利用者登録を行うほか、会食の場や飲食店が行う感染予防対策に協力すること。

## (3) 広島市及び近隣市町の事業者等への要請

広島市及び近隣市町内にある店舗等の施設で事業活動を行っている事業者及び広島市及び近隣市町内にある事務所等の施設運営者は、以下の感染防止対策を講じること

### ア 基本的な感染防止対策

3密の回避、発熱者等の事業所等への入場防止や飛沫感染・接触感染防止等、人と人の距離の確保など、対処方針の「4 事業者に対する要請」に掲げる感染防止対策に取り組むこと。

また、施設等の従業員等のマスク着用を徹底するとともに、来店者・来訪者にもマスク着用を依頼すること。施設等の従業員等の安全を確保するためにも、マスク着用を拒む者の入店等を拒否すること。

### イ 広島市及び近隣市町内の飲食店

広島市及び近隣市町内にある飲食店等の施設の運営責任者は、飲食店利用者に対して(2)ウのとおり要請していることを勘案し、飲食店等の施設において、次の感染予防対策を講じること。（ここでいう飲食店には、接待を伴う飲食店（現行の風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗）を含む。）

- ① 飛沫感染予防対策
  - a 座席の3方をアクリル板やビニールカーテン等(以下、「アクリル板等」という。)のパーテーションで仕切るなど、隣席または向かい合う人との飛沫感染防止のための物理的な仕切りを設けること
  - b または、他者との間隔を必ず1メートル以上離すこと
  - c もしくは、マスク会食を全利用者に徹底させ、マスクを外した状態では会話を控えさせること
- ② 換気による感染予防対策(マイクロ飛沫対策)
 

密閉な状態を作らないために、換気扇やサーキュレーターの活用とともに窓を開けるなどの換気を徹底すること。
- ③ 利用者への感染防止対策の徹底
 

飲食店利用者に対して飛沫感染予防対策を徹底させること。

上記の①から③の対策は利用者の協力があればいずれの飲食店でも対応可能であると考えられることから、これらを講じられない飲食店等は、集中対策期間は休業を要請する。

#### 【飲食店の感染予防対策に対する財政支援】

県は、飲食店が行うアクリル板等パーテーションの設置などに要する経費に対して支援を行うことにより、飛沫感染予防対策を強力に推進する。

1	<p>○飲食店におけるパーテーション設置促進補助金(令和2年12月10日適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクリル板等のパーテーションに限定した追加の支援制度</li> <li>・補助限度額：1店舗当たり上限10万円</li> </ul>
2	<p>○飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクリル板等の設置など飛沫感染予防対策等に対する支援制度</li> <li>・補助限度額：1店舗当たり上限10万円</li> </ul>

#### ウ 広島市及び近隣市町内の事務所・事業所

広島市及び近隣市町内にある事務所等の施設運営者は、Web会議やテレワークの活用により、事務所や事業所ごとの出勤者の割合を5割削減を目標とし実施すること。また、テレワーク等出勤に代替した勤務形態がとれない方のいる事業所等では、執務室を分散させるなどによって執務室内の定員を5割削減を目標とし実施すること。

ただし、社会機能維持に従事している者については、この限りでない。

#### (4) 県民及び県内事業者への要請

本集中対策については、広島市及び近隣市町の住民並びに店舗等の施設で事業活動を行っている事業者及び広島市及び近隣市町内にある事務所等の施設運営者の方に対する要請であり、広島市及び近隣市町の住民並びに事業者を含めた県民・事業者の方に関しては、対処方針に基づいた感染防止対策等の徹底に加え、次の事項を要請する。

##### ア 年末年始の帰省の自粛

感染拡大地域（都道府県が住民に不要不急の外出自粛を呼び掛けている自治体や、直近7日間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15人以上の自治体）から及び同地域への年末年始の帰省については、共同生活による家族間の感染拡大リスクが排除できないことから、時期の変更などを検討し、控えること。

また、広島市及び近隣市町から当該地域外及び当該地域外から当該地域への年末年始の帰省についても、時期の変更などを検討し、控えること。

##### イ 家庭内における感染対策の強化

発生事例の分析からは、飲食店や会食、あるいは職場内での感染が多くを占めているが、家庭内（同居）における感染事例も増加してきており、職場や会食時等の感染により、新型コロナウイルスが家庭内に持ち込まれていることが推察される。

こうしたことに対して、外出機会の削減、テレワーク等の実践とともに、家庭内における感染の防止を【別紙1】も参考に実践いただきたいこと。

##### ウ 事業者への要請

広島市及び近隣市町内以外にある飲食店においても、(3)イの【飲食店の感染予防対策に対する財政支援】の活用は可能であるため、積極的な活用を推奨する。

#### (5) 「飲酒の場」に対する対策の実施

3(1)の基本的な考え方に基づいて、マスクを外した状態での人との接触機会を可能な限り低減させることを目指し、そうしたリスクが最も高くなると考えられる飲酒の場に対して、令和2年12月17日から令和3年1月3日まで対策を実施している。

要請内容	<u>広島市中心部（※）の酒類を提供する飲食店における、酒類の提供時間の短縮（19時まで）と営業時間の短縮（20時まで）</u>
要請期間	<u>令和2年12月17日～令和3年1月3日</u>
協力支援金の支給	<u>時間短縮：1店舗当たり72万円 休業：1店舗当たり82万円</u>

※ 要請の対象地域については、【別紙2】のとおり。

#### 4 今後の対応

県内の新規感染者確認が、これまでにないスピードで進んでおり、広島市及び近隣市町においてはステージ4に近い状態となっている。対処方針では、仮に本県でステージ4となった場合には、外出自粛といった県民への要請のほか、事業者に対しては生活必需品を取り扱う施設以外の施設の使用制限、イベントの開催自粛などを要請することとしており、県民及び事業者にとって極めて厳しい措置を取ることを想定している。

本集中対策を実施したものの感染状況に十分な改善の見込みが見られない場合には、酒類を提供する飲食店における、酒類の提供時間の短縮・営業時間の短縮も含め、より強固な対策の要請を検討する。さらに、感染状況によっては、全県を対象として、更なる行動制限に繋がる強固な対策の要請を検討する。

## 別紙1 (家庭内における感染防止の実践例)

### 【換気, 湿度】

- ・こまめに換気をしましょう。(1時間ごとに5~10分又は常時窓を少し開けておく)  
台所や洗面所などの換気扇を常時運転することでも、最小限の換気量は確保できます。
- ・18℃を目安に室温が下がらないよう暖房器具を利用しながら、窓を少し開けましょう。  
暖房器具の近くの窓を開けると、入ってくる冷気が温められるので、室温低下を防ぐことができます。
- ・湿度の管理をしましょう。(加湿器を使った保湿を。目安は50~60%)

### 【家に帰ったら】

- ・うがい、水と石鹸で30秒以上の手洗い、顔も洗いましょう。
- ・手指消毒は、15秒以上かけて手に擦り込む(指先や手首も)ようにしましょう。
- ・使用した不織布マスクは、部屋に入る前に捨てましょう。
- ・衣服も、すぐに着替えましょう。

### 【食事】

- ・食事の前には、手洗い・消毒をしましょう。
- ・できれば、別々のテーブルする、時間をずらす、真正面は避け、横並びに座るなど、工夫しましょう。
- ・食事は短時間で会話を控えましょう。
- ・料理は、大皿は避け、個々に盛り付けましょう。
- ・取箸は使い回さずに最初に取り分けましょう。
- ・食器や箸、スプーンなどの共用は避けましょう。
- ・普段、会わない人との会食は避けましょう。

### 【広げない】

- ・共有部分(トイレ、ドアノブ、電気スイッチなど)を1日1回以上、消毒しましょう。
- ・トイレ、キッチン、洗面所でのタオルの共用を避けましょう。(ペーパータオルの活用)
- ・歯ブラシは個別に保管しましょう。コップは別々のものを使いましょう。
- ・トイレでは、蓋を閉めてから水を流しましょう。

### 【消毒, 手洗い】

- ・拭き終わった雑巾は、パタパタさせず静かに内側に包み込みましょう。
- ・拭き掃除は、一方向に行いましょう。
- ・アルコール消毒の場合、乾いた雑巾を使いましょう。(濡れ雑巾は濃度低下)
- ・帰宅時、出社/退社時、食事の前、トイレの後には、手洗い・消毒をしましょう。
- ・携帯電話やスマートフォンは、家に帰ったら除菌シートなどで拭きましょう。
- ・動物との過度な接触は控え、普段から動物に接触した後は、手洗い・消毒をしましょう。
- ・トイレが汚れた場合には、市販されている家庭用漂白剤等、またはアルコールできれいに拭きましょう。
- ・ゴミは密閉して捨てましょう。

### 【健康管理など】

- ・毎朝の体温測定、健康チェックをしましょう。
- ・発症した時のため、誰とどこで会ったかをメモしておきましょう。
- ・体調が悪い家族がいるときは、家族全員がマスクを着用しましょう。(乳幼児、特に2歳未満は推奨されません。)また、迷わず、かかりつけ医又は積極ガードダイヤルに連絡しましょう。
- ・接触確認アプリ、ひろしまお知らせQRを活用しましょう。
- ・買い物は、できるだけまとめて行うようにして、外出機会を減らしましょう。
- ・集中対策期間中は、面会の代わりにスマートフォン等を活用して、リモートで交流を保ちましょう。

別紙2 (協力支援金の広島市内の対象地域)

中区	ア行	榎町 胡町 大手町1～5丁目	ハ行	舟入南1～4丁目 堀川町 本川町1～3丁目 本通	南区	ア行	稻荷町 猿猴橋町 大須賀町
	カ行	加古町 銀山町 上幟町 上八丁堀 紙屋町1～2丁目 河原町 小網町 国泰寺町1～2丁目 小町	マ行	三川町 南千田西町1～5 南竹屋町 基町		カ行	京橋町 金屋町 荒神町
	サ行	堺町1～2丁目 昭和町 新天地 住吉町 千田町1～3丁目	ヤ行	薬研堀 弥生町 吉島町 吉島西1丁目1～23 吉島西2丁目1～13, 15～17 吉島東1丁目1～21, 23, 24		タ行	段原1～4丁目
	タ行	宝町 竹屋町 立町 田中町 鶴見町 鉄砲町 寺町 十日市町1～2丁目 土橋町				ナ行	西蟹屋1～4丁目 西荒神町
	ナ行	中島町 中町 流川町 西川口町 西十日市町 西白島町 西平塚町 猫屋町 幟町				ハ行	東荒神町 比治山町 比治山本町1
	ハ行	白島北町 白島九軒町 白島中町 羽衣町 橋本町 八丁堀 東千田町1～2丁目 東白島町 東平塚町 平野町 広瀬北町 広瀬町 袋町 富士見町 舟入川口町 舟入幸町 舟入中町 舟入本町 舟入町				マ行	松川町 松原町2～12(ただし広島駅構内の店舗を含む) 的場町1～2丁目
				西区	ア行	打越町 大芝1～3丁目 大芝公園 大宮1～3丁目 小河内町1～2丁目	
					カ行	上天満町 観音本町1～2丁目 観音町 楠木町1～4丁目	
					タ行	天満町	
					ナ行	中広町1～3丁目 西観音町	
					ハ行	東観音町 福島町1～2丁目	
					マ行	三篠北町 三篠町1～3丁目 三滝町 南観音町 南観音1～8丁目 都町	
					ヤ行	横川新町 横川町1～3丁目	